

宮崎市制100周年記念事業推進本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市制100周年を迎えるにあたり、記念事業を全庁的に取り組み、円滑に実施することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を推進するために、宮崎市制100周年記念事業推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進本部は、記念事業の検討、企画、その他の記念事業の円滑な推進に関する事務を所掌する。

(組織)

第4条 推進本部は、別表1に定める職にある者をもって組織する。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には市長、副本部長には副市長を充てる。

(会議)

第5条 本部長は必要に応じて推進本部会議を対面または書面等により開催する。

2 本部長が不在のときは、総合政策部の事務を担当する副本部長が職務を代理する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部会議に関係職員の出席を認め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第6条 推進本部を補佐し、本部長の指示する事項を検討するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に定める職にある者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には企画政策課長、副幹事長には総務法制課長を充てる。

4 幹事長は必要に応じて会議を対面または書面等により開催する。

5 幹事長が不在のときは、副幹事長がその職務を代理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第7条 推進本部の設置期間は、令和7年3月31日までとする。

(事務局)

第8条 推進本部及び幹事会の事務局は、総合政策部企画政策課内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月 1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附則

1 この改正は、令和5年4月 1日から施行する

附則

1 この改正は、令和6年4月 1日から施行する。

(別表 1)

構成メンバー	
本部長	市長
副本部長	副市長
	副市長
本部長	総合政策部長
	総務部長
	危機管理部長
	財政部長
	地域振興部長
	環境部長
	福祉部長
	子ども未来部長
	健康管理部長
	農政部長
	観光商工部長
	建設部長
	都市整備部長
	会計管理者
	議会事務局長
	教育長
	教育局長
	上下水道局長
	消防局長
	宮崎公立大学事務局長
	選挙管理委員会事務局長
	監査事務局長
	農業委員会事務局長
	佐土原総合支所長
田野総合支所長	
高岡総合支所長	
清武総合支所長	

(別表 2)

構成メンバー	
幹事長	企画政策課長
副幹事長	総務法制課長
幹事	秘書課長
	都市戦略課長
	国際政策課長
	人事課長
	危機管理課長
	財政課長
	地域コミュニティ課長
	環境政策課長
	福祉総務課長
	子育て支援課長
	保健医療課長
	農政企画課長
	観光戦略課長
	土木課長
	都市計画課長
	会計課長
	議会事務局総務課長
	教育委員会企画総務課長
	上下水道局総務課長
	消防局総務課長
	選挙管理委員会事務局次長
	監査事務局次長
	農業委員会事務局次長
	佐土原・地域市民福祉課長
田野・地域市民福祉課長	
高岡・地域市民福祉課長	
清武・地域市民福祉課長	